

がんばる養殖支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請書提出（がんばる養殖プラン認定後、原則事業開始予定の20日前まで）

○交付申請は、「とつとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内または事業完了日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日）

○実績報告は、「とつとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書の提出又は概算払請求書の受理後、適正と認められた場合に支払います。

資料提出・問い合わせ先

農林水産部水産振興局水産振興課

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

電話: 0857-26-7680 mail: suisan@pref.tottori.lg.jp